高病原性鳥インフルエンザ死亡野鳥等調査 検査基準

令和7年7月1日現在

発生状況と対応レベル		検査優先種1	検査優先種 2	検査優先種3	その他の種
早期警戒期間(9月~10月)		1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
対応 レベル1	通常時	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
対応 レベル2	国内単一箇所発生時 (近隣国発生時)	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
	野鳥監視重点区域	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上
対応 レベル3	国内複数箇所発生時 (近隣国発生時)	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
	野鳥監視重点区域	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上
鳥種		(から) マヒココオコオヒキがカカッナマチュ効オオノバハ 重射 ランガシブクオハシドンツイン目べナリリ目ジオスヤヤ 度された イクョクチリガロ目ブリルルル おもり カー・コー・リカー リカ科ル カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	(かせ) マオトホス(外オクワウン アンガガジモ (が) オマロウロウ (カー・アング・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	(コークリングの) は、アウリングの) は、アウリングの) は、アウリングの) がったい かんしょう いっぱん アプロ はいい かんしょう かんしょう いっぱん アプロ はん いっぱん アプロ はん いっぱん でん かん	検査優先種1~3以外の鳥種すべて

- ・対応レベルは、高病原性鳥インフルエンザの発生状況に応じて、環境省が設定。
- ・環境省は、高病原性鳥インフルエンザの感染が見込まれた段階で発生地周辺(半径10km以内を基本)を野鳥監視重点区域に指定する。県では、区域内の野鳥の監視を強化。
- ※基準に該当しないもの、また、基準に該当していても次の場合は検査を行いません。 素手で触らず、ビニール袋に入れて、各自治体の区分に従ってごみとして処分してください。
 - ・死因が明らかに外傷である場合(ガラスへの衝突、動物に襲われた等)
 - ・死後日数が経過して明らかに腐敗・変質している場合